

第 53 期第 11 回高知地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和 4 年 8 月 15 日 午前 10 時 58 分から午前 11 時 50 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 5 名
労働者代表委員 4 名
使用者代表委員 4 名
- 4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正決定について

ア 専門部会長より、専門部会において高知県最低賃金を 33 円引上げ、853 円とする公益委員案を提示し採決した結果、全会一致に至らなかった旨の報告及び専門部会における審議経過の説明が行われた。

イ 「高知県最低賃金については 33 円の引上げを行い、853 円とすること。発効日は法定どおりとすること。」について採決した結果(公益委員 4 名賛成、労働者代表委員 4 名賛成、使用者側委員 4 名反対)、賛成多数で議決され、併せて、答申に政府及び高知労働局への要望事項を記載することとし、会長から局長に答申された。